

## 5 酒税率一覧表(平成18年5月1日～)

### 1. 酒税法第23条関係

酒類の分類	アルコール分等	1 kl 当たり	酒税率
○発泡性酒類(基本税率)		220,000円	
ビール	麦芽比率50%以上又はアルコール分10度以上	220,000円	220,000円
発泡酒	麦芽比率25%以上(アルコール分10度未満)		178,125円
	麦芽比率25%未満(アルコール分10度未満)		134,250円
その他の発泡性酒類	ビール及び発泡酒以外の品目の酒類のうち、アルコール分が10度未満で発泡性を有するもの(※)		80,000円
○醸造酒類(基本税率)		140,000円	
清酒		120,000円	
果実酒		80,000円	
その他の醸造酒		140,000円	
○蒸留酒類(基本税率)		200,000円に20度を超える1度ごとに10,000円加算 200,000円	
連続式蒸留焼酎		200,000円に20度を超える1度ごとに10,000円加算 200,000円	
単式蒸留焼酎		200,000円に20度を超える1度ごとに10,000円加算 200,000円	
原料用アルコール		370,000円に37度を超える1度ごとに10,000円加算 370,000円	
ウイスキー		220,000円に20度を超える1度ごとに11,000円加算 220,000円	
○混成酒類(基本税率)		100,000円 20,000円	
合成清酒		120,000円に12度を超える1度ごとに10,000円加算 120,000円	
みりん		390,000円	
甘味果実酒		20,000円 220,000円に20度を超える1度ごとに11,000円加算 220,000円	
粉末酒		20,000円	
雑酒	みりん類似 21度以上 21度未満		

(※) ホップ等を原料の一部とした酒類で次に掲げるものは、その他の発泡性酒類に含まれる。  
 1 糖類、ホップ、水及び一定の物品(注)を原料として発酵させたものでエキス分2度以上のもの(その他の醸造酒)  
 (注)「一定の物品」とは、次のものをいう。  
 イ たんぱく質分解物(大豆を原料とするもの)及び酵母エキス又はこれらとカラメル  
 ロ たんぱく質分解物(えんどうを原料とするもの)及びカラメル又はこれらと食物繊維  
 ハ たんぱく質分解物(とうもろこし、たんぱく質分解物(とうもろこしを原料とするもの)、酵母エキス、アルコール、食物繊維、香料、くえん酸三カリウム及びカラメル  
 ニ 麦芽及びホップを原料の一部として発酵させた発泡酒(麦芽比率が50%未満のもの)に、大麦又は小麦を原料の一部として発酵させたアルコール含有物を蒸留したスピリッツを加えたものでエキス分2度以上のもの(リキュール)

### 2. 租税特別措置法第87条の2関係

次の品目のうち、発泡性のない酒類で、アルコール分13度未満のもの(リキュールについては12度未満のもの)については、1の表にかかわらず、次表の税率を適用する。

品目	アルコール分等	1 kl 当たり税率
連続式蒸留焼酎	9度以上13度未満	80,000円に8度を超える1度ごとに10,000円加算
ウイスキー	9度未満	80,000円

### 3. 租税特別措置法第87条及び第87条の4関係

次の品目のうち、前年度の課税移出数量がそれぞれ1,300kl以下である者(前年度の課税移出数量の合計が10,000kl超の酒類の製造者を除く)が、当年度に移出する酒類の200klまでのものについては、1の表により算出した酒類を次表の割合で軽減した酒税額とする。  
 なお、前年度の課税移出数量が1,000kl超～1,300kl以下の場合には上段の軽減割合、1,000kl以下の場合には下段の軽減割合を適用する。

品目	30年度	31(2019)年度	軽減割合		33(2021)年度	34(2022)年度
			32(2020)年度	10月～		
清酒(連続式蒸留焼酎、単式蒸留焼酎、果実酒(その他の発泡性酒類に該当するものを除く)(注1)に限る)(注1)	10%	10%	10%	10%	10%	10%
果実酒(その他の発泡性酒類に該当するものを除く)(注1)	20%	20%	20%	20%	20%	20%
合成清酒、発泡酒(注1)	5%	5%	5%	5%	5%	5%
ビール(注2)	7.5%	7.5%	7.5%	7.5%	7.5%	15%
	15%	15%	15%	15%	15%	15%

(注)1 東日本大震災により酒類の製造場に甚大な被害を受けたことについて国税庁長官の承認を受けた製造者は、上記の割合で軽減した酒税額を6.25%軽減した酒税額とする。(平成30～32(2020)年度)

- 2 当該免許を受けた日から5年を経過する月の末日までは経過措置が設けられており、下記に応じた軽減割合が適用される。
- 平成25年4月1日から平成30年3月31日までの間に初めてビールの製造免許を受けた者における軽減割合は、当該免許を受けた日から5年を経過する月の末日までは15%(平成27年度以降は15%又は7.5%)
  - 平成30年4月1日から平成33(2021)年3月31日までの間に初めてビールの製造免許を受けた者における軽減割合は、当該免許を受けた日から5年を経過する月の末日までは15%又は7.5%